

後期高齢者医療被保険者の皆さまへお知らせ

令和2・3年度は保険料率が見直され、後期高齢者医療保険料が変わります

- 保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- 保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。
- 令和2・3年度は、保険料率の見直しがあり、均等割額は47,900円から**50,600円**に、所得割率は9.26%から**9.95%**に変更されます。
- 保険料の上限額が62万円から**64万円**に変更されます。

◆保険料年額の計算

年間保険料＝均等割額(50,600円)＋所得割額{(総所得金額等－33万円)×所得割率(9.95%)}

※今回の見直しでは、1人当たりの医療費の増加等による大幅な上昇が見込まれましたが、財源不足に備えて積み立てている基金などを活用して上昇幅を抑えた結果、上記の保険料率となりました。被保険者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、誰もが安心して十分な医療を受けられるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。

《所得が低い人の軽減》

◆保険料の均等割額の軽減 《5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更》

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

保険料の均等割額を**7割軽減**

(変更前) 8割軽減

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

保険料の均等割額を**7.75割軽減**

(変更前) 8.5割軽減

「基礎控除額(33万円)」＋「**28万5千円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 **(拡大)**

保険料の均等割額を**5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」＋「**52万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 **(拡大)**

保険料の均等割額を**2割軽減**

* 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

保険料の納め方

①特別徴収の人(年金からの差し引き)……4月より年金から差し引かれます。

②普通徴収の人(納付書または口座振替)……4月より納付書または口座振替で納めます。

現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人などを除く)で、平成31年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、次のとおり令和2年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成31年4月2日～令和元年10月1日	普通徴収はありません	4月
令和元年10月2日～12月1日	4月	6月
令和元年12月2日～令和2年2月1日	4・6月	8月
令和2年2月2日～2月28日	4・6・8月	10月
令和2年3月1日～3月31日	8月	10月

特別徴収から口座振替への変更について

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている人は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL(67) 2704